

縦覧

固定資産税の課税客体である土地や家屋の評価額を他人の土地や家屋と比較して評価額が正しいか、適正かどうかを確認していただくため、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

※ 価格等縦覧帳簿とは、筆ごとに次の内容が記載された帳簿です。

- ・土地：所在、地番、地目、地積、評価額
- ・家屋：所在、家屋番号、種類・構造、床面積、評価額

1. 縦覧のできる方

- ・伊根町へ固定資産税を納税している方（土地・家屋それぞれで判断します。）、納税者の同居の親族、納税管理人（納税通知書、課税明細書、または運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。）
- ・上記の方から委任を受けられた代理人（必ず委任状をご持参ください。）

2. 縦覧期間

4月1日から当該年度の最初の納期限（通常5月31日）まで
（ただし、土・日祝日は縦覧できません。）

3. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4. 縦覧場所

伊根町役場 住民生活課

5. 縦覧範囲

町内全ての土地又は家屋の評価額等

閲覧

納税義務者の方は、自己の資産について、固定資産課税台帳を年間を通じて閲覧することができます。（運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。）

借地人・借家人の方は、固定資産課税台帳のうち、借地・借家対象資産について記載された部分を閲覧することができます。（運転免許証等の本人確認書類及び借地人・借家人であることを確認できるものをご持参ください。）